

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成24年11月1日不受理・確定

(第一審・福岡地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年10月25日判決、本資料261号-207・順号11797)

(控訴審・福岡高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年3月9日判決、本資料262号-54・順号11904)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年11月1日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 白木 勇

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 山浦 善樹

当事者目録

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	丸山 隆寛ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	石村 竜太